

【お手続きに際しての重要事項】

1. 契約申込書はご自身で正確にご記入ください

契約申込書（情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面）は重要な書類です。ご契約者ご自身で（被保険者欄は被保険者ご自身で）正確に記入してください。

2. 生命保険証券等をご確認ください

ご契約をお引受けしますと、マニユライフ生命は生命保険証券等をお送りしますので、お申込みいただいた際の内容と違ってないかどうか、もう一度お確かめください。

■個人情報のお取扱い・「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認・支払査定時照会制度について

○マニユライフ生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

○個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

○マニユライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項（氏名・住所・生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っています。

○保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります（支払査定時照会制度）。

○個人情報のお取扱い・「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり／約款」に記載しています。

**この商品は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。**

この保険のお申込みをされる際には、この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」のほか、「ご契約のしおり／約款」もあわせてご確認ください。
契約者が法人となる場合は、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をあわせてご確認ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニユライフ生命のコールセンターへご連絡ください。

コールセンター **0120-063-730**

受付時間：月～金曜日 9時～17時（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）

- 野村證券株式会社（募集代理店）では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っております。ご要望がございましたら、募集代理店の外貨建保険販売資格をもつ社員にお問い合わせください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、この保険をお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

募集代理店

野村證券株式会社

取扱者（生命保険募集人）

NO.33935/26.04

マニユライフつみたて終身 〈外貨建／無告知型〉

無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）

**特に重要なお知らせ
（契約概要・注意喚起情報）**



**この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

この書面は、保険業法第300条の2（金融商品取引法第37条の3第1項を準用）に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務付けられた「契約締結前交付書面」です。ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



Manulife

マニユライフ生命

野村證券株式会社

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「[ご契約のしおり／約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社は、マニライフ生命保険株式会社です

本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
連絡先：コールセンター TEL **0120-063-730**
ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみと特徴は以下の通りです

- 「マニライフつみたて終身〈外貨建／無告知型〉」の正式名称は、「無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)」です。
- この保険は、保険期間が「第1保険期間(契約日からその日を含めて10年間)」と「第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以後、終身にわたる期間)」に分かれています。
- 各保険期間中、それぞれ基本保険金額(契約締結の際に契約者のお申し出によって定めた金額)にもとづいた以下の金額を、被保険者が死亡されたときの死亡保険金としてお支払いする一生保障の続く保険です。
 - 「第1保険期間」
 - 第1保険期間中の死亡保険金の支払額は、「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数(月払保険料累計額)」です。ただし、第1保険期間中における積立金額が「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数」を超える場合は、積立金額をお支払いします。
 - 「第2保険期間」
 - 第2保険期間中の死亡保険金の支払額は基本保険金額です。ただし、第2保険期間中において、積立金額が基本保険金額以上となる場合は、「積立金額に1.01を乗じて得た金額」をお支払いします。
- 契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。この保険にかかる積立金の運用、死亡保険金等のお支払い等は契約通貨で行います。
 - ※契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 保険料の払込方法(回数)は毎月払(1ヵ月分)または年1回払(12ヵ月分)となります。
 - 毎月払(1ヵ月分)および年1回払(12ヵ月分)の口座振替扱の場合、「円入金特約」を付加して、契約通貨建ての保険料をマニライフ生命所定の換算基準日における為替レートを用いて円に換算した金額を、円でお支払いいただきます。
 - 年1回払(12ヵ月分)かつ野村證券経由で保険料を払い込む場合は、契約通貨でお支払いいただきます。

次のページへ続く ➡

- 積立金額は、払い込まれた保険料および経過年月数により、保険関係費を控除したあと、積立利率を適用して計算されます。
 - ※お払い込みいただいた保険料がそのままつみたてられていくものではありません。
- 参照 保険関係費については、[P.13](#)「この保険にかかる費用は次の通りです」の「[保険関係費](#)」(注意喚起情報)をご覧ください。
- 「円支払特約E型」を付加することにより、死亡保険金等を円でお支払いすることができます。

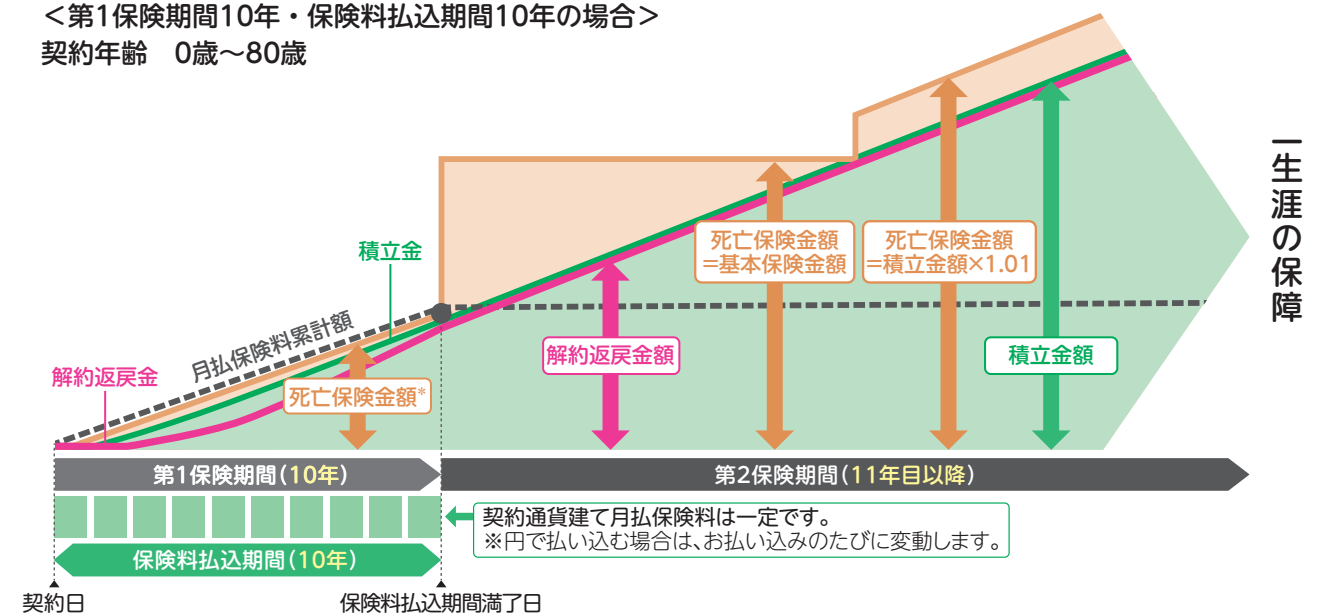
この保険にはリスクがあります



- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
 - ・契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
 - ・「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。

【しくみ図】

<第1保険期間10年・保険料払込期間10年の場合>
契約年齢 0歳～80歳



※図はイメージです。実際に適用される積立利率および契約内容によって、積立金額・解約返戻金額・死亡保険金額は図の動きと異なりますので、ご注意ください。

※図に表示の、積立金額・解約返戻金額・死亡保険金額は、契約通貨建てとなります。

※第1保険期間中の死亡保険金額は、月払保険料累計額と同額です。ただし、積立金額が月払保険料累計額を超える場合は、積立金額となります。

3 基準積立利率と積立利率について

- 積立利率は、契約日および契約後の月単位の契約応当日に、毎月マニュライフ生命が定める基準積立利率をもとに設定されます。
- 基準積立利率は、契約通貨に対応する指標金利のマニュライフ生命の定める期間における平均値に－1.0%から1.5%を増減*させた範囲内でマニュライフ生命が定めた利率となります。
*指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産に基づき算出)との差および運用資産の金利リスク等を考慮して設定されます。
- 指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル－米ドル買値(SOFR*)
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

- *SOFR(ソファ)：「Secured Overnight Financing Rate」の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。
※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。
- 基準積立利率は、原則として毎月1回(1日)設定されます。
 - 契約日における積立利率は、契約日における基準積立利率と同じです(積立利率は年1.5%が最低保証されます)。契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、契約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均した利率とします。

毎月の積立利率の設定例

- ・3月の基準積立利率：2.00%(A)　・4月の基準積立利率：2.50%(B)
- ・5月の基準積立利率：3.00%(C)　・6月の基準積立利率：2.40%(D)

契約日	契約日が左記の場合の各ご契約に適用される毎月の積立利率			
	3月	4月	5月	6月
3月1日	2.00% (A)	2.25% (A+B)÷2	2.50% (A+B+C)÷3	2.48% (A+B+C+D)÷4
4月1日	-	2.50% (B)	2.75% (B+C)÷2	2.63% (B+C+D)÷3
5月1日	-	-	3.00% (C)	2.70% (C+D)÷2
6月1日	-	-	-	2.40% (D)

- ※各基準積立利率を平均した積立利率は、小数第3位を四捨五入します。
- 契約日から120ヵ月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近120ヵ月の基準積立利率の平均とします。
 - 積立利率は、積立金額の計算に際して、それぞれ設定した日から直後の月単位の契約応当日の前日まで適用し、契約後、月単位の契約応当日ごとに更改し、積立金全体に適用します。
 - 契約者に対して、過去1年間の各月の積立利率を、年単位の契約応当日ごとにお知らせします。

参照 基準積立利率、積立利率について、くわしくはマニュライフ生命ホームページをご覧ください。



- 基準積立利率および積立利率は、この保険の実質的な利回りではありません。
- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が積立金として運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金から控除されます。そのため、**基準積立利率および積立利率は、月払保険料累計額および積立金額の実質的な利回りではありません。**

4 保障内容は以下の通りです

- 被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに死亡保険金をお支払いします。

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	第1保険期間中に死亡されたとき	基本保険金額* ¹ に対する月払保険料 × 経過月数* ² ※積立金額が上記の算式で計算した金額を超える場合は、積立金額	死亡保険金受取人
	第2保険期間中に死亡されたとき	基本保険金額 ※積立金額が基本保険金額以上の場合は、積立金額に1.01を乗じて得た金額	

- *1 基本保険金額を減額した場合は、保険契約の締結時から減額後の基本保険金額であったものとして計算します。
*2 契約日からその日を含めて被保険者の死亡された日までの経過月数とし、1ヵ月未満の端数については切り上げます。
- 被保険者死亡時に年1回払(12ヵ月分)で払い込んだ保険料に残額があるときには、その残額を死亡保険金受取人に払い戻します。
※支払事由に該当し、死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
※保険金をお支払いできない場合については、**P.17「5. 保険金をお支払いできない場合があります」**(注意喚起情報)および「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。
 - 死亡保険金受取人は、死亡保険金を年金で受け取ることができます。

参照 くわしくは、**P.8 「5. 主な特約について」の「●無配当年金特約」**(契約概要)をご覧ください。



- この保険は、「第1保険期間」と「第2保険期間」とで、死亡保険金の支払額が異なります。
第1保険期間中に被保険者が死亡された場合の死亡保険金額は、多くの場合、基本保険金額を下回ります。

主な特約について

参照 くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

米ドル特約C型・豪ドル特約C型（この保険では、いずれかを選択して付加いただきます）

●契約時に契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択して付加いただきます。死亡保険金等のお支払い等を契約通貨で行います。



- 契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 「米ドル特約C型」と「豪ドル特約C型」を重複して付加することはできません。
- 金融情勢等の影響により、契約通貨によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

円入金特約

- この保険には「円入金特約」が付加されます。ただし、保険料を年1回払（12ヵ月分）により契約通貨で払い込む場合は付加されません。
- 契約通貨建ての保険料の円への換算は、契約通貨に応じて下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて計算します。

参照 契約通貨建ての保険料を円に換算する際に用いる為替レートは、P.13～P.14「この保険にかかる費用は次の通りです」（注意喚起情報）をご覧ください。

対象	換算基準日
第1回保険料または第1回保険料相当額を払い込む場合	マニユライフ生命が受領する日の前日
第2回以後の保険料を払い込む場合	払込期月の前月末日 （ただし、保険料払込の猶予期間中に第2回以後の保険料を払い込む場合は、マニユライフ生命が受領する日の前月末日）
保険料を年1回払（12ヵ月分）により払い込む場合	年1回払（12ヵ月分）により払い込む保険料の払込期月中、最初に到来する払込期月の前月末日

次のページへ続く ➡

- 第1回保険料等のお払い込みにあわせて保険料を年1回払（12ヵ月分）により払い込む場合、年1回払（12ヵ月分）により払い込む保険料の換算基準日は、マニユライフ生命が受領する日の前日とします。
- 保険料を年1回払（12ヵ月分）で払い込む場合は、5ページに記載の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて計算した金額のうちの1ヵ月分の保険料を、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。
- 契約者が払い込んだ金額と保険料を円に換算した金額が相違する場合、過剰分については契約者に払い戻しますが、不足分については契約者にお払い込みいただきます。
- 不足分の保険料の円への換算には、保険料の換算に用いた為替レートを用いるものとします。



●契約通貨建ての保険料の円換算額は、換算基準日における為替レートにより、変動（増減）します。

円支払特約E型

●契約通貨建ての死亡保険金等を下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算してお支払いする特約です。

参照 契約通貨建ての死亡保険金等を円に換算する際に用いる為替レートは、P.13～P.14「この保険にかかる費用は次の通りです」（注意喚起情報）をご覧ください。

●死亡保険金、解約返戻金等の請求の際、その受取人のお申し出により付加することができます。

対象	換算基準日
死亡保険金、解約返戻金、リビング・ニーズ特約による特約保険金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受付した日*の翌営業日
無配当年金特約による年金基金	年金支払開始日の翌営業日または請求書類をマニユライフ生命の本社が受付した日*の翌営業日のいずれか遅い日
無配当年金支払移行特約による年金原資	無配当年金支払移行特約の締結日または請求書類をマニユライフ生命の本社が受付した日*の翌営業日のいずれか遅い日

*書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限りません）により請求を行った際には、請求をマニユライフ生命が受け付けた日



●この特約を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金額等は、この特約の為替レートの変動に応じて、変動（増減）します。したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

次のページへ続く ➡

リビング・ニーズ特約

法人契約には付加できません

- 被保険者が**余命6ヵ月以内**と判断されたとき、マニユライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

※死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はその請求日にさかのぼって消滅します。また一部を特約保険金としてお支払いしたときは、基本保険金額（払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更後は死亡保険金額）は減額されたものとみなします。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。



- リビング・ニーズ特約を付加された場合の特約保険金の請求日が第1保険期間中となる場合は、特約保険金はお支払いしません。**

指定代理請求特約

法人契約には付加できません

- 被保険者が受取人となる保険金等を、被保険者ご自身が請求できない特別な事情（病気やけがで意思表示ができない場合等）があるときに、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わって請求することができる特約です。

- 指定代理請求人は、次の範囲内で1人を指定できます。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者の直系血族

- この特約は、契約時はリビング・ニーズ特約と同時に付加する場合のみ、付加できます。**

- この特約を中途付加する場合の条件は、以下のいずれかとなります。**

- ・リビング・ニーズ特約がすでに付加されている場合
- ・リビング・ニーズ特約と同時付加する場合

無配当年金特約

- 死亡保険金を**確定年金(5年・10年)**でお支払いする特約です。
- 契約時および保険期間中は、契約者のお申し出により、保険金の支払事由発生後は、死亡保険金受取人のお申し出により付加できます。
- 「円支払特約E型」を同時に付加していただき、契約通貨建ての年金基金を円に換算して、年金をお支払いします。
- 死亡保険金をお支払いした後に、この特約を付加することはできません。



- 契約通貨建ての年金のお取扱いはありません。**
- 年金額がマニユライフ生命所定の金額を下回る場合には、この特約は付加できません。**
- 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率等（予定利率等）によって計算されます。**

無配当年金支払移行特約

- 保険料払込期間満了後に、生涯にわたる死亡保障の全部または一部にかえて、**確定年金(4・5・6・10年)**でお支払いする特約です。
- この特約の締結日は、保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日のうち、契約者が指定した日とし、その日を年金支払開始日とします。
- 年金支払に移行する部分の積立金を年金原資とします。
- 「円支払特約E型」を同時に付加していただき、契約通貨建ての年金原資を円に換算して、年金をお支払いします。



- 契約通貨建ての年金のお取扱いはありません。**
- 年金額がマニユライフ生命所定の金額を下回る場合には、この特約は付加できません。**
- 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率等（予定利率等）によって計算されます。**

6

ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします

●この保険は、将来に向かってご契約を解約または基本保険金額を減額することができます。その場合には、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

※以下の場合、基本保険金額の減額はできません。

- ・減額後の基本保険金額が20,000米ドル／20,000豪ドルを下回る場合
- ・保険料一括払期間中の場合

●基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。

●解約、減額時に契約日から解約した日、減額した日までの経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。

●**解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。**

※解約控除は、経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。

●すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約された場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。

●解約時に年1回払（12ヵ月分）で払い込んだ保険料に残額があるときには、その残額を契約者に払い戻します。

参照 解約返戻金の試算額等は、**最新の「設計書」**をご確認ください。**ご契約後については、マニユライフ生命までお問い合わせください。**



- この保険の保険料払込期間中の積立金額・解約返戻金額は、多くの場合、月払保険料累計額を下回ります。なお、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。
- この保険の場合、解約控除の影響により契約日から最長2年間は、解約返戻金がまったくない場合があります。

7

保険料の払い込みが困難になったときの制度

●マニユライフ生命はできるだけご契約を継続いただけるよう、次のお取扱いをご用意しています。

途中から保険料を払わずにご契約を有効に続けたいとき

払済保険への変更

●マニユライフ生命所定の条件を満たしていれば、払済特別終身保険等へ変更できます。変更後は保険料をご負担いただくことなく、保障をご継続いただけます。

●一般に、死亡保険金の額は元のご契約より小さくなりますが、保障は生涯続きます。

●ご契約からの経過に応じて、「払済特別終身保険」または「払済定額終身保険」となります。なお、払済特別終身保険への変更時に、契約日から払済特別終身保険の変更日までの経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます（解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします）。

※払済特別終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

変更時期	変更後の保険種類
保険料払込期間中かつ直後の月単位の契約応当日が第1保険期間中で、契約日からその日を含めて2年を経過している場合	払済特別終身保険
保険料払込期間中かつ直後の月単位の契約応当日が第2保険期間中の場合	払済定額終身保険

保険料のご負担を軽くしたいとき

基本保険金額の減額

●マニユライフ生命所定の条件を満たしていれば、基本保険金額を減額することによって、保険料の払込額を少なくして、ご負担を軽くすることができます。

参照 くわしくは、**P.9** **「6. ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします」**（契約概要）をご覧ください。



この保険は、ご契約の失効・復活のお取扱いがありません。また、保険料の自動振替貸付のお取扱いもありません。

参照 くわしくは、**P.18** **「7. 保険料払込の猶予期間、ご契約の解除について」**（注意喚起情報）をご覧ください。

8 引き受け条件等について

基本 保 険 金 額	最低	20,000米ドル／20,000豪ドル（単位：1,000米ドル／1,000豪ドル）		
	最高	3億円相当額		
		※契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。		
		※被保険者の契約年齢、お申込みいただくご契約の保険料払込期間やマニユライフ生命の保険契約の加入状況により異なります。		
		※マニユライフ生命所定の保険契約の保険金額を通算して、7億円（被保険者の契約年齢によって異なります）を超えることはできません。		
<契約年齢・保険料払込期間別の上限金額>				
		契約年齢	保険料払込期間10年①	保険料払込期間20年②
		0歳*～15歳	500万円	—
		16歳～19歳	1億円	1,000万円
		20歳～24歳	2億5,000万円	3,000万円
		25歳～49歳	3億円	3,000万円
		50歳～65歳	3億円	3,000万円
		66歳～70歳	3億円	3,000万円
		71歳～80歳	2億円	—
		* 0歳の場合は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後からお申込みいただけます。		
		※①～②に記載の基本保険金額は、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。		
		※①～②を複数ご契約いただく場合は、新契約、既契約をあわせて、①～②の全契約を合計して①に記載の金額の範囲内とします。		
	増額・減額	●増額のお取扱いはありません。		
		●減額については、 P.9 「6. ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします」(契約概要)をご覧ください。		
保険料払込期間 および 契約年齢範囲		保険料払込期間	契約年齢	
		10年	0歳～80歳	
		20年	16歳～70歳	
被保険者の 範囲		契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族		
死亡保険金 受取人の範囲		被保険者の配偶者または3親等内の親族		

保険料	最低保険料	30米ドル／30豪ドル
	保険料払込方法（回数）	●毎月払（1ヵ月分） ●年1回払（12ヵ月分） ・保険料を12ヵ月単位で一括払できます。 ・一括払された金額から、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料を、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。 ※保険料一括払期間中でのお申し出による、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料の払い戻しはできません。 ※年1回払（12ヵ月分）で保険料をお払い込みいただいた場合、その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが生命保険料控除の対象となります。
	保険料払込方法（経路）	●口座振替扱（毎月払（1ヵ月分）／年1回払（12ヵ月分）） ・この場合、円入金特約を付加し、契約通貨建ての保険料を円に換算してお払い込みいただきます。 ●野村証券経由による払込（年1回払（12ヵ月分）のみ） ・この場合、契約通貨建てでお払い込みいただきます。
契約者貸付		お取扱いはありません
自動振替貸付		お取扱いはありません

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書（情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面）」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書（情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面）」にて契約内容を必ずご確認ください。
- 金融情勢等の影響により、契約通貨等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

9 この保険には、契約者配当金はありません

10 お客さまにご負担いただく費用があります

- この保険には、保険関係費がかかるほか、解約、減額時、払済特別終身保険への変更時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中には年金管理費がかかります。

参照 くわしくは、[P.13](#) ～ [P.14](#) 「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

次のページへ続く ➡

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。
「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の
詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約の
しおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用は次の通りです

この保険には、保険関係費がかかるほか、解約、減額時および払済特別終身保険への変更時に解約控除がかかります。また、外貨のお取扱いによる費用がかかる場合があります。無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中には年金管理費がかかります。

保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

解約、減額時および払済特別終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 解約、減額時および払済特別終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日および払済特別終身保険への変更日までの経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。
- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※解約控除は、経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。

※払済特別終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料（リフティングチャージ等）をご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。

次のページへ続く ➡

- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値（TTM）*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「円入金特約」を付加し、保険料を円でお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約E型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合
- ④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、積立金を円に換算する場合

*対顧客電信売買相場の仲値（TTM）は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円入金特約」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
②		
③ 「円支払特約E型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
④		

※2026年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から 控除します。

この保険にはリスクがあります

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
 - ・契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動（増減）します。
 - ・「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動（増減）します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。



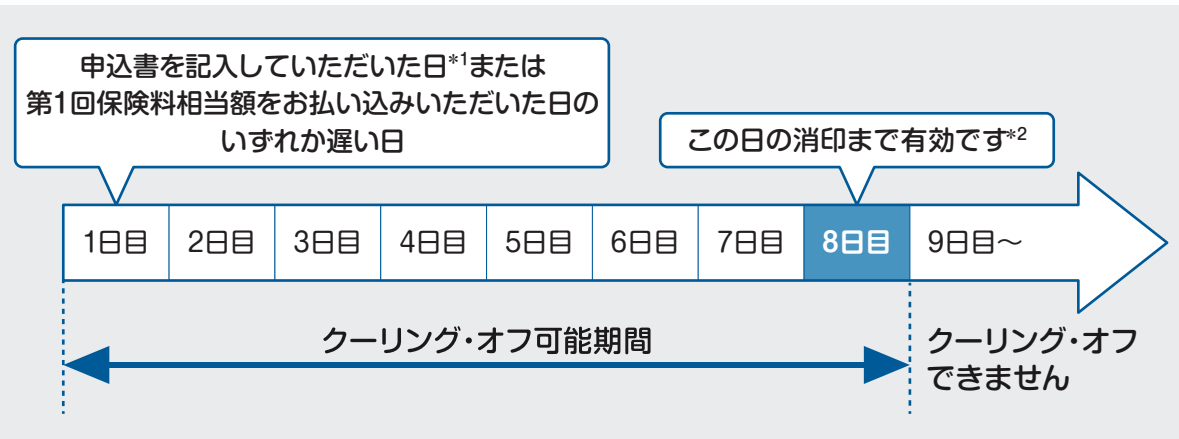
1 この商品は生命保険です

- この商品は、預金とは異なり、元本割れする可能性があります。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません(生命保険会社の保険契約者保護制度の対象となります)。

2 クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象となります

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者または契約者は、申込書を記入していただいた日*¹または第1回保険料相当額をお支払いいただいた日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面またはマニユライフ生命ホームページでのお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお支払いいただいた金額を全額お返しします。



《書面(封書)の送付先》
〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー
マニユライフ生命保険株式会社 新契約部

*1 情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申込み手続きをいただいた日」
*2 マニユライフ生命ホームページでは、8日目までにお申し出を完了してください。

- クーリング・オフのお申し出をされた場合、お支払いいただいた金額を、マニユライフ生命に保険料としてお支払いいただいた通貨でお返しします。
- したがって、円入金特約の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返しする通貨が異なります(円入金特約を付加しない場合は、外貨でお返しします)。

	保険料のお支払い時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円* ²	円* ⁴
円入金特約を付加しない場合	外貨* ³	外貨* ⁵

*2 円入金特約の付加により所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
*3 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。
*4 円でお支払いいただいた金額と同額をお返しします。
*5 外貨でお支払いいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、当初の資金が円の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下の①から④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは元本割れすることがあります。
①円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
②外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
③着金にかかる金融機関所定の手数料
④為替差損(益)

- 契約者が法人の場合は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

参照 クーリング・オフ制度に関する詳しい内容については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

参照 クーリング・オフは、マニユライフ生命ホームページ(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

3 この保険は告知を求めません

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中(入院予定・一時退院中も含む)の被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
- マニユライフ生命の職員またはマニユライフ生命で委託した者が、保険金のご請求の際に保険契約のお申込み内容またはご請求内容等についてご確認にお伺いすることがあります。

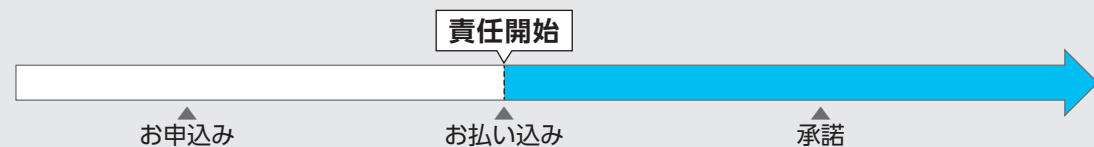
4 保障の責任開始期は以下の通りです

保障の責任は、第1回保険料相当額のお支払い込みが完了した時から開始します。

- お申込みいただいたご契約をマニユライフ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額のお支払い込みが完了した時(責任開始期)から、マニユライフ生命はご契約上の責任を開始します。

責任開始の例

- マニライフ生命の**承諾前**にお払い込みがあった場合



- マニライフ生命の**承諾後**にお払い込みがあった場合



- 契約日は責任が開始される日の属する月の翌月1日となります。
※この保険では、責任が開始される日を契約日とするお取扱いはありません。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 保険金をお支払いできない場合があります

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険金の免責事由に該当した場合
(例) 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、死亡保険金受取人等の故意による支払事由該当等
- 重大事由によりご契約が解除された場合
(例) 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が解除となった場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取り消しとなった場合
- 死亡保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

6 解約・基本保険金額の減額や払済保険への変更が可能です

- 解約・基本保険金額の減額・払済保険への変更に関する詳しい内容については、[P.9 \[6. ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします\]\(契約概要\)](#)、[P.10 \[7. 保険料の払い込みが困難になったときの制度\]\(契約概要\)](#)に記載していますのでご覧ください。

7 保険料払込の猶予期間、ご契約の解除について

保険料のお払い込みがないと、ご契約が解除されます。

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から翌々月末日までです。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は解除となります。
- この保険には、失効・復活のお取扱いや、マニライフ生命が自動的に保険料をお立替えする制度はありません。

8 ご契約が消滅したときにおける保険料のお取扱いについて

ご契約が消滅したときに、保険料の未経過分の払い戻しはありません。

- 払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅したとき(死亡保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません)に、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。
- ただし、保険料を年1回払(12ヵ月分)でお払い込みいただいた後、保険契約が消滅したとき(死亡保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません)に、保険契約に充当していない契約通貨建ての保険料がある場合には、充当していない契約通貨建ての保険料を払い戻します。

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行った場合、不利益となる事項があります(該当の場合のみご確認ください)

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。
 - ・ お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - ・ 新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合等には、保険金・給付金等が支払われないことがあります。
- 保障内容の見直しには、新たなご契約の追加等の方法もご利用いただけます。

10 保険料や保険金等の課税関係については以下の通りです

税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
解約返戻金	所得税（一時所得）	解約効力発生日	TTM
死亡保険金	所得税（一時所得）	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

*1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- 円でお支払いいただいた保険料について、円建ての生命保険と同じ税法上の取扱いを適用します。
- 外貨でお支払いいただいた保険料については、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取扱いします。

対象	換算基準日	換算時の為替レート*2
保険料	保険料受領日	TTM

*2 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値のことをいいます。

- 「円支払特約E型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*3の翌営業日
死亡保険金	

*3 書類の提出以外の方法（マニュアル生命の定める方法に限りま）により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日

保険料と税金

- お支払いいただいた保険料は、お支払いいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※年1回払（12ヵ月分）で保険料をお支払いいただいた場合、その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが「生命保険料控除」の対象となります。

生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までにお支払いいただいた正味保険料の合計額です。

死亡保険金等にかかる税金

- 死亡保険金等を受け取られた場合、所得税および住民税、相続税、贈与税のいずれかが課税されますが、だれが保険料を負担し、だれが死亡保険金等を受け取られたか、被保険者はだれかによって、課税関係は次のようになります。

死亡保険金等	契約者	被保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+住民税
	本人	配偶者	子	贈与税
解約返戻金	本人	-	本人	所得税（一時所得）+住民税

保険金の非課税扱いについて

- リビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者本人が受け取られた場合は非課税扱となります。

【ご参考】一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費（払込保険料総額等） - 特別控除（50万円）} × 1/2



- 税務上のお取扱いについては、2025年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。また、個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

11 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- マニュアル生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12

保険金のお支払いに関する手続き等について、 以下の点にご留意ください

お支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに**マニライフ生命コールセンター**にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり／約款**」、**マニライフ生命ホームページ**に記載していますので、あわせてご確認ください。
- マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、**マニライフ生命コールセンター**に必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には**マニライフ生命コールセンター**にご連絡ください。

保険金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

13

各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口については、 下記までご連絡ください

マニライフ生命へのお問い合わせ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニライフ生命コールセンター TEL 0120-063-730

受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

この書面の表記について

この書面では、一部「ご契約のしおり／約款」と異なる表記をしています。

この書面の表記	「ご契約のしおり／約款」の表記
年1回払(12ヵ月分)	登録制一括払

アフターサービス

マイページ

mypage.manulife.co.jp

ご登録はこちら



- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 次回払込保険料の円換算額のご確認
- 住所・電話番号の変更、振替口座変更等、各種手続き 等

コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 基準積立利率、積立利率、「円入金特約」の為替レート、「円支払特約E型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

金融犯罪ゼロ社会を目指して

架空請求や悪質な投資勧誘にご注意ください。